

# 個別注記表

自 2019年4月1日 至 2020年3月31日

株式会社JALスカイ金沢

## I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)  
定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物および平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
  - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)  
定額法を採用しております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。  
なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
  - (1) 収益の計上基準  
役務提供収入については、役務提供基準により計上しております。
  - (2) 費用の計上基準  
費用については、発生主義により認識し計上しております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
  - (1) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
  - (2) 資産除去債務に関する会計基準の適用  
当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期限が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることが出来ません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

## II 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項  
当事業年度末における発行済株式の数  
普通株式……………200株  
当事業年度末における自己株式の数  
該当なし  
当事業年度末における当該株式会社が発行している新株予約権の目的となる株式の数  
該当なし